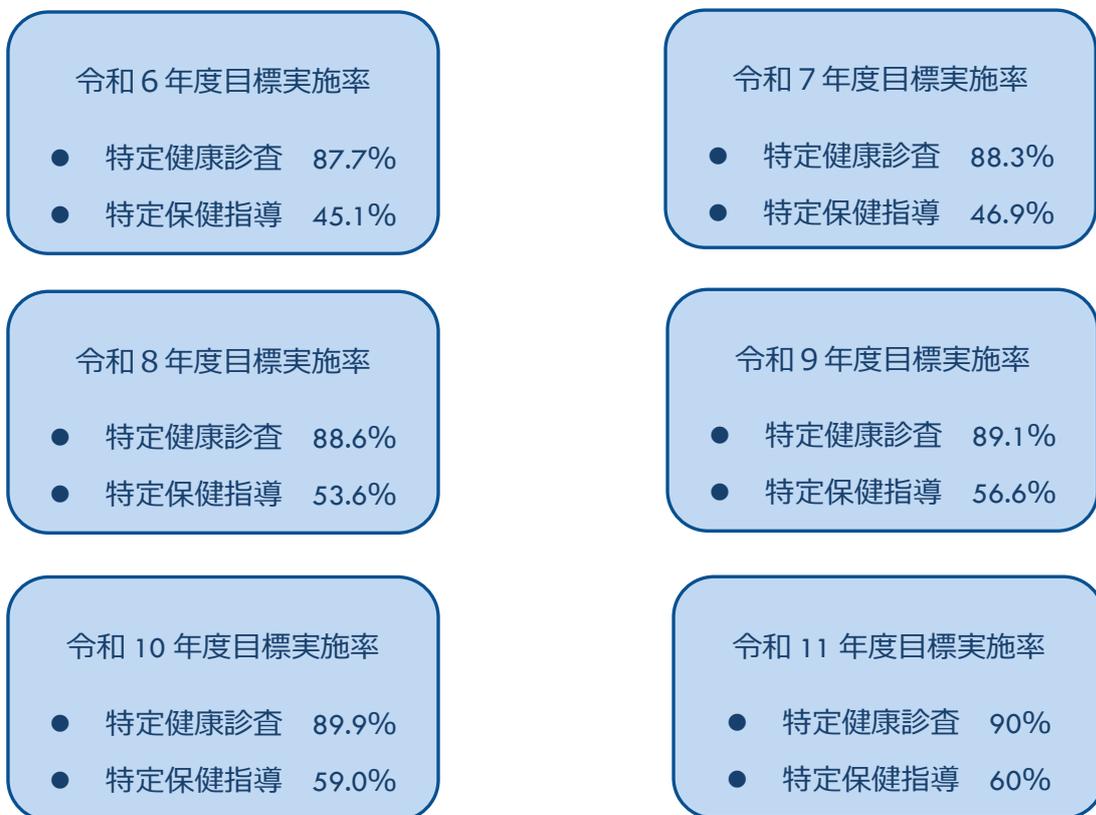


京成電鉄健康保険組合

第4期特定健診等実施計画（令和6年度～令和11年度）

京成電鉄健康保険組合は、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、被保険者・被扶養者の方を対象とした、生活習慣病に関する特定健康診査を実施すると共に、その結果に基づいた特定保健指導を実施し、生活習慣病予防を支援しております。

第4期計画期間では、国の定める基本指針に基づき以下の目標を設定しました。



基本指針

令和11年度の最終目標値 特定健康診査：90% 特定保健指導：60%

加入者の皆さまは健康診断の受診および特定保健指導の対象者となった場合はご参加をお願いいたします。健康長寿社会の構築に向け、一人ひとりが自らの健康意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態に応じた具体的な行動のご協力をお願いいたします。